

金武町防災会議条例

昭和59年12月28日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、金武町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 金武町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 沖縄県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防団長又は消防副団長のうちから町長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) その他町長が必要と認め任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ2人、2人、1人、7人、1人及び2人とする。

7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第12号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

金武町災害対策本部条例

昭和59年12月28日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、金武町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

金武町防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、金武町防災会議条例（昭和59年金武町条例第31号）第5条の規定に基づき、金武町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が召集する。

- 2 防災会議の議長は、会長をもってあてる。
- 3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 委員は、止むを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他止むを得ない事情により防災会議に出席できないときは、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 防災対策本部の設置について、町長に対する意見具申
- (2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項
- (3) その他軽易と認められる事項

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第4条 会長は、職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ保管しなければならない。

(異動報告)

第5条 委員又は幹事の異動等により変更があったときは、後任者はその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和63年3月24日から実施する。

九州・山口 9 県災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口 9 県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県をおく。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は別に定める九州・山口 9 県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各件は本協定の運用に関する総合連絡各担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがない時は、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けた時は、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断される時は、動向の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、動向の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県がしき不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

- 2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡先により、それらを更新し、各県へ提供すること。
二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
三 他の広域応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

- 2 第3条5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記銘押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事
大分県知事

佐賀県知事
宮崎県知事

長崎県知事
鹿児島県知事

熊本県知事
沖縄県知事

九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第6号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続等の細目)

第4条 協定第4条各号（第3項除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細目は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては、応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第2条第2号から第5号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、必要とする物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた件が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした件が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

(職員の公務災害補償)

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法(昭和42年法律第122号)の定めるところによるものとする。

附則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任期	幹事県	副幹事県
平成7年度	福岡県	長崎県
平成8年度	佐賀県	熊本県
平成9年度	長崎県	大分県
平成10年度	熊本県	宮崎県
平成11年度	大分県	鹿児島県
平成12年度	宮崎県	沖縄県
平成13年度	鹿児島県	山口県
平成14年度	沖縄県	福岡県
平成15年度	山口県	佐賀県

注) 平成16年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災安全課
佐賀県	総括本部	消防防災課
長崎県	総務部	危機管理・消防防災課
熊本県	総務部	消防防災課
大分県	生活環境部	消防防災課
宮崎県	総務部	危機管理局
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	消防防災課

(別添)

**災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への
限定された立入りについての現地実施協定**

この現地実施協定（以下「協定」という。）は、正式に合衆国政府の権限を与えられた代表者としての米海兵隊太平洋基地司令官及び金武町長（以下「申請者」という。）との間で作成され、署名の日に効力を発する。

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）の規定に従って、在日合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）が一定の施設及び区域（以下「在日米軍の施設及び区域」という。）を使用することを認めている。

米海兵隊太平洋基地司令官は、2007 年 4 月 27 日に合意された都道府県又は他の地方公共団体の当局による災害準備と災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての合同委員会覚書の権限の下、申請者に対し、この協定の署名の日から 2022 年 9 月 1 日まで、災害準備及び災害対応のため、下記に掲げられた施設及び区域の一部への限定的な立入りを許可することを決定した。また、米海兵隊太平洋基地司令官は、上記の合同委員会覚書のパラグラフ 3 に規定された人員に対し、立入りを許可することを決定した。本協定の更新は、米海兵隊太平洋基地司令官の裁量による。

施設及び区域番号
FAC6011

施設及び区域名
キャンプ・ハンセン

第 A 部 在日米軍は、次の条件に従って、災害準備のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害準備のための限定された立入りが、米海兵隊太平洋基地司令官及びキャンプ・ハンセン司令官の全般的な監督の下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 災害準備のための訓練を行うため、申請者は米海兵隊太平洋基地司令官に対し、立入りのための公式の申請を少なくとも実施の 30 日間前までに送付する。

1.2 申請者は、災害準備のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊太平洋基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用

負担で設置される。災害準備のための行事の終了時には、全ての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること又は災害準備のための物資を備蓄することを望む場合、日米地位協定第 2 条 4 (a) に基づく共同使用の合意を実行する必要がある。

1.3 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

2 災害準備のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊太平洋基地司令官によって決定された優先的使用権を有する。

4 保安、安全、通行、出入、及びその他の管理措置は、米海兵隊太平洋基地司令部憲兵隊との間で調整され、承認される。

5 申請者は、国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、全ての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6 上記パラグラフ 4. 及び 5. の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可された人員の行動に対し責任を有する。

7 申請者は、申請者の行動に起因し、又は付随して生じる人又は財産に対するいかなる傷害又は損害に対しても責任を負うものとし、合衆国政府はこのような傷害又は損害に責任を負わない。申請者は、このような傷害又は損害について、合衆国政府又は第三者に補償しなければならない。このことは日米地位協定第 18 条の関連条項に影響を及ぼすものではなく、またそのように解釈してはならない。

8 申請者は、キャンプ・ハンセンの立入りに関して、権限ある軍事当局によって発布された全ての適法な命令、指示及びその他の要請事項を遵守する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

第8部 在日米軍は、以下の条件に従って、災害対応のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害対応のための限定された立入りが、米海兵隊太平洋基地司令官及びキャンプ・ハンセン司令官の全般的な監督の下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立ち入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 自然災害に対応するための立入許可を得るため、申請者は米海兵隊太平洋基地司令官又はキャンプ・ハンセン司令官に連絡を取る。

1.2 申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、災害対応のための立入りに際して必要とされる十分な健康及び安全、ユーティリティ、食料、水、医療、避難場所、保安並びに他のニーズのための計画及び供給を行う責任を有する。

1.3 申請者は、災害対応のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊太平洋基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害対応のための行事の終了時には、全ての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること又は災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、日米地位協定第2条4(a)に基づく共同使用の合意を実行する必要がある。

1.4 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

1.5 災害対応の立入期間が30日を超える場合、申請者は、立入期間延長のための正式の申請を米海兵隊太平洋基地司令官に送付する。

2 災害対応のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊太平洋基地司令官によって決定された優先使用权を有する。

4 保安、安全、交通、出入、及びその他の管理措置は、米海兵隊太平洋基地司令部憲兵隊との間で調整され、承認される。

5 申請者は、国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、全ての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6 パラグラフ 4. 及び 5. の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可された人員の行動に対し責任を有する。

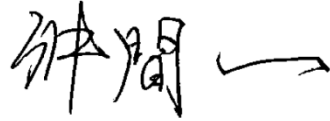
7 申請者は、申請者の行動に起因し、又は付随して生じる人又は財産に対するいかなる傷害又は損害に対しても責任を負うものとし、合衆国政府はこのような傷害又は損害に責任を負わない。申請者は、このような傷害又は損害について、合衆国政府又は第三者に補償しなければならない。ただし、重大な過失等の不法行為及び犯罪行為によって生じた傷害又は損害については、当該傷害又は損害を与えた当事者がその責務を負う。なお、その場合においては、傷害又は損害を与えた者に対する請求権について、申請者と米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された者とが協議し定めるものとする。このことは日米地位協定第 18 条の関連条項に影響を及ぼすものではなく、またそのように解釈してはならない。

8 申請者は、キャンプ・ハンセンの立入りに関して、権限ある軍事当局によって発布された全ての適法な命令、指示及びその他の要請事項を遵守する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

別添：限定された立入り区域の位置図

申請者



(署名)

金武町長

仲間 一

平成29年9月/日

合衆国政府のために



(署名)

米海兵隊准将

米海兵隊太平洋基地司令官

ポール・J・ロック

年月日 01SEP17

金武区
Kin District



この図面は参考図ですから、証明関係については法務局の地図が必要です。

0m 125m 250m

伊弉区
Igei District



この図面は参考図ですから、証明関係については法務局の地図が必要です。

0m 100m 200m

●金武町現況資料

【指定区域等】

二級河川
(北部土木事務所)

番号	水系名	河川名	指定区域	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	指定年月日
35	億首川	億首川	左岸 金武町字金武喜瀬武原8903番地先から海に至る	5,681	10.4	平成4年10月20日
			右岸 金武町字金武喜瀬武原8902番地先から海に至る			
36	億首川	幸地川	左岸 金武町字金武幸地原9187番地先から億首川合流点に至る	1,595	2.2	"
			右岸 "			

資料：沖縄県水防計画書

国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示 番号	備考
北部土木事務所	22	浜田海岸	金武町金武	560	昭和48年6月11日	168	

資料：沖縄県水防計画書

農林水産省農村振興局所管海岸保全区域

所属	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示 番号	備考
北部農林水産復興センター	28	金武	金武町金武	690	昭和63年3月11日	204	重複

資料：沖縄県水防計画書

国土交通省港湾局所管海岸保全区域

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示 番号	備考
北部土木事務所	31	金武港湾	金武町金武先謝原	928.95	平成28年6月10日	331	新規指定
	32	"	金武町金武	560.00	昭和48年6月11日	163	重複
	33	"	金武町伊芸	1,441.25	平成10年3月3日	182	指定変更
	34	"	金武町屋嘉地区の一	935.00	昭和55年11月6日	667	指定変更
				1,868.00	平成15年5月6日	390	
	35	"	金武町屋嘉	1,360.00	平成14年11月1日	928	指定変更
	36	"	金武町金武	1,993.40	昭和61年9月19日	657	
	37	"	金武町金武	499.00	平成2年6月8日	503	
38	"	金武町字屋嘉	1,105.30	平成10年8月28日	665	指定変更	

資料：沖縄県水防計画書

※「重複」とは、海岸法第5条第3項に基づく重複指定のことである。

【危険予想区域】

砂防指定区域

所轄	番号	河川名	溪流名	位置		面積 (ha)	被害対策			指定年月日	指定告示 番号
				市町村	大字		人家	耕地	公共施設		
北部土木事務所	130	クラ川	クラ川	金武町	屋嘉	2.46	15	1	道路	平成元年10月11日	1736
〃	131	クラ川	クラ川	金武町	屋嘉	1.68	3	0.26	道路	平成4年3月13日	632

資料:沖縄県水防計画書

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

<自然斜面>

所轄	水防管理 団体名	番号	位置			地形			保全対策			急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定	箇所番 号
			市・町・村	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物	公共施設		
北部土木事務所	金武町	322	金武町	金武	浜田原	48	115	14.8	9		町道(220m)	無	I-341

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ:被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ:被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ:被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

資料:沖縄県水防計画書

崩壊土砂流出危険地区

地区番号	位置		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	保全対象施設		
	市・町・村	字				人家 (戸)	公共施設	道路
10	金武町	屋嘉	有	2.52	一部既成	12		国道
20	〃	〃	有	2.16	既成	12		〃

資料:沖縄県地域防災計画(資料編)

山腹崩壊危険地区

地区番号	位置		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	保全対象施設		
	市・町・村	字				人家 (戸)	公共施設	道路
10	金武町	屋嘉	無	1.6	無			町道

資料:沖縄県地域防災計画(資料編)

重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

番号	所轄	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想 される 危険	予想される被害の程度			
					流路 延長	区域	流路 延長	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
17	北部土木事務所	金武町	徳首川	徳首川	5.7	金武町字喜瀬武原~河口	5.7	左同	溢水	-	-	-	-

資料:沖縄県水防計画書

重要水防区域内で危険と予想される区域(海岸)

番号	所轄	水防管理 団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想 される 危険	予想される被害の程度		
					延長 (m)	区域	延長 (m)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	面積 (ha)
7	北部土木事務所	金武町	琉球諸島沿岸	金武港湾	2,109	伊芸地区、村内原地区	2,109	伊芸地区、村内原地区	越波	292	14.2	28.6

※危険と予想される区域(海岸)については、上記重要水防区域の他、海岸法第3条「海岸保全区域」の指定区域を含む。

資料:沖縄県水防計画書

土石流危険渓流

土石流危険渓流(Ⅱ)

所轄	水防管理 団体名	番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対策		溪流番号
						郡・市	町・村	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床 勾配(°)	人家戸数 (戸)	公共施設等	
北部土木事務所	金武町	41	徳首川			国頭郡	金武町	喜瀬武原	0.38	0.06	4	3		314-B22-02

土石流危険渓流Ⅰ:土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する渓流。

土石流危険渓流Ⅱ:土石流危険区域内に人家が1~4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。

土石流危険渓流Ⅲ:土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

※全ての土石流危険渓流が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当することを意味するものではない。

資料:沖縄県水防計画書

【消防機関の設備】

消防自動車等保有状況

車両種別	台数
水槽付ポンプ自動車	4
はしご付ポンプ自動車	1
水槽車	3
指揮車	1
広報車	1
資機材搬送車	3
救急車	4
救助工作車	1
その他の車両	6
合計	24

※「その他の車両」に総務課事務車両（普通乗用車1台）と2年前に老人ホームから譲り受けたマイクロバス1台（12人乗り）が含まれています。

※ 「資機材搬送車」3台の内1台は3月末日で抹消予定。「その他車両」6台の内1台で暫定利用。

消防水利等

消火栓	170	基
防火水槽	10	基

字名	消火栓	防火水槽等
中川区	21	8
金武・並里	112	2
伊芸区	19	0
屋嘉区	18	0
合計	170	10

※「中川区」 中川小学校プールを含む（「防火水槽等」として計上）

※「金武・並里」 金武小学校プールを含む（「防火水槽等」として計上）

※「中川区」の防火水槽等の7基は「ギンバル跡地」に整備されている

主な救助用資機材装備状況

資機材別	台数
油圧切断機	1
油圧スプレッダー	1
エンジンカッター	4
空気呼吸器	25
潜水器具一式	15
空気式救助マット	1
チェーンソー	5
救命策発射銃	0

※「救命策発射銃」は去年破棄

●消防水利現況・災害時の原水確保（補給水源の種別及び水量等）

①災害時の原水確保（消防水利）

地下水、大川、慶武田川、石川川、美徳川（伊芸）、前田川（屋嘉）、渡久比那川（屋嘉）

②災害時の原水確保（飲料水）

浄水場	場所	量
	金武	1,720m ³
	並里	740m ³
	屋嘉	60,000m ³
	中川	400m ³
	伊芸	500m ³
	喜瀬武原	60m ³

●応急給水用（運搬）車両（給水タンク車等資機材）の現況

①給水タンク車 なし

②給水袋（6リットル） 現在なし（平成31年度に2,000袋購入）
 ※毎年度定期的に購入予定

【町内の医療・福祉施設】

医療機関

施設名	所在地	電話番号
国立病院機構 琉球病院	字金武7958-1	968-2133
金武町診療所	字金武94	968-2145

資料：タウンページ

福祉施設

施設名	所在地	電話番号
金武町総合保険福祉センター	字金武1842	968-5932
介護老人保健施設 信愛の丘	字屋嘉2724	965-6655
光が丘特別養護老人ホーム	字伊芸1292-1	968-4486

資料：タウンページ

【町所有の資機材等の現況】

①町有車両保有状況

平成30年10月19日更新

車両種別	台数
一般自動車	54
マイクロバス	7
広報スピーカー付車両	4
その他	51
合計	116

資料:金武町役場

②災害時のゴミ収集車両及び作業員・清掃工場(ゴミ収集処理施設)の現況

ゴミ収集車両	2台
作業員	4名

③清掃工場の現況(金武地区清掃センター)

敷地面積	7,201㎡
処理トン数	18t

④町所有防疫機材の現況

消毒車	1台
作業員	1名

【町内の危険物取扱施設】

危険物施設調査

区分	平成27年度 金武町 合計	平成28年度 金武町 合計	平成29年度 金武町 合計	平成30年度 金武町 合計	平成31年度										
					合計	金武町						恩納村	宜野座村		
						小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類			第6類	
貯蔵所	屋内貯蔵所	0	0	0	0	5	0				0			5	0
	屋内タンク貯蔵所	0	0	0	0	4	0				0			2	2
	屋外タンク貯蔵所	5	5	5	5	15	5				5			9	1
	地下タンク貯蔵所	5	4	4	4	26	4				4			18	4
	移動タンク貯蔵所	2	2	2	2	25	2				2			13	10
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0	5	0				0			5	0
	屋外貯蔵所	0	0	0	0	0	0				0			0	0
小計	12	11	11	11	80	11				11			52	16	
取扱所	給油取扱所	営業用	5	5	5	4	11	4			4			4	3
		自家用	0	0	0	0	10	0			0			8	2
		船舶	1	1	1	1	3	1			1			1	1
	販売取扱所	0	0	0	0	0	0				0			0	0
	移送取扱所	0	0	0	0	0	0				0			0	0
	一般取扱所	4	4	4	4	26	4				4			16	6
小計	10	10	10	9	50	9				9			29	12	
製造所	0	0	0	0	0	0				0			0	0	
合計	22	21	21	20	130	20				20			81	28	

過去の災害履歴

年月日	原因	一般被害				土木関係 被害 (箇所)	農林水産 関係被害 (千円)	その他の被害 及び 被害額等	気象値	備考
		人		住家(棟)						
		死亡	負傷	全・半壊	浸水					
昭和53. 5. 14	豪雨				床下7	道路4 河川6 崖崩れ5	農産被害 466千円 畜産被害 928千円	公共土木施設 1,500千円 ビニールハウス 1,338千円	総降水量 169.0mm 最大日降水量 169.0mm 最大風速 21.5m 瞬間最大風速 36.4m 総降水量 203.5mm	
昭和53. 8. 15	台風 11号					道路1	農産被害 93千円	公共土木施設 1,500千円		
昭和54. 8. 22、23	台風 11号			一部破 損1	床上1		農産被害 14,291千円	その他の公共 施設 854千円		
昭和54. 9. 27	台風 16号						農産被害 235千円	その他の公共 施設 356千円		
昭和54. 10. 18	台風 20号						農産被害 4,977千円	その他の公共 施設 415千円		
昭和55. 10. 12、13	台風 19号						農産被害 8,991千円 水産被害 850千円	公共土木施設 158千円 その他の公共 施設 178千円		
昭和56. 8. 30	台風 18号						農産被害 13,797千円	効率文教施設 158千円 公共土木施設 26,000千円 その他の公共 施設 1,528千円		
昭和56. 10. 21	台風 24号						農産被害 12,378千円	その他の公共 施設 2,338千円		
昭和58. 9. 24、25	台風 10号						農林水産 業施設 2,700千円 農産被害 40,719千円	その他の公共 施設 395千円	最大風速 16.3m 瞬間最大風速 18.3m 総降水量 170.3mm 最大風速 18.4m 瞬間最大風速 16.0m 総降水量 370.5mm	
昭和59. 8. 18、19	台風 10号						農産被害 4,722千円	公共土木施設 3,000千円 その他の公共 施設 562千円		
昭和62. 8. 25、26	台風 13号			一部破 損2			農林水産 業施設 1,500千円 農産被害 25,252千円 畜産被害 100千円	その他の公共 施設 504千円		
昭和62. 8. 29、30	台風 12号			半壊1 一部破 損1			農林水産 業施設 1,410千円 農産被害 7,232千円	商工被害 200千円 その他の公共 施設 642千円		

年月日	原因	一般被害				土木関係被害 (箇所)	農林水産 関係被害 (千円)	その他の 被害及び 被害額等	気象値	備考
		人		住家(棟)						
		死亡	負傷	全・半壊	浸水					
平成17.6.17	豪雨					2	20,011	10,875		道路1箇所 がけ崩れ1 箇所
平成19.7.13	台風 4号						19,764	13,860		河川1箇所
平成23.5.26	台風 2号								公共施設	
平成23.8.4 ~8.6	台風 9号					道路1箇 所			公共施設	
平成24.9.29	台風 17号		1	全壊2 半壊3		法面1箇所			公共施設	
平成26.7.7 ~7.9	台風 8号			一部破 損1					公共施設	
平成26.10.10 ~10.12	台風 19号								公共施設	
平成30.9.28 ~9.30	台風 24号						豚舎屋根 破損1箇所		公共施設	断水

資料:金武町役場

火災発生件数と出火率の推移

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	件数	出火率	件数	出火率	件数	出火率	件数	出火率	件数	出火率
金武町	14	12.4	12	10.5	9	7.9	18	15.7	11	9.6
恩納村	5	4.8	10	9.3	8	7.4	11	10.2	14	12.8
宜野座村	1	1.7	11	18.9	3	5.1	9	15.3	4	6.8

資料:消防防災年報

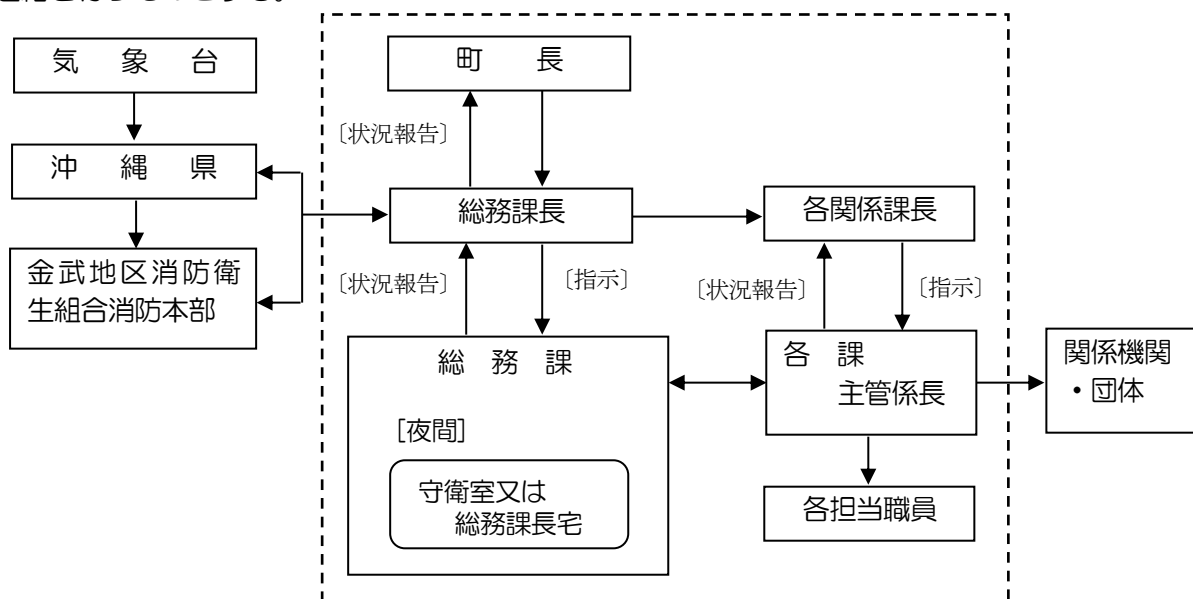
火災状況(平成28年中)

	出火件数							死傷者		焼損面積			焼損棟数計					り災世帯数				り災人員		
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	死者	負傷者	建物(m)		林野(a)	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	合計	全損	半損	小損			
										床面積	表面積													
金武町	11	1	6	2	0	0	2	0	0	25	0	364	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恩納村	14	3	7	2	0	0	2	0	0	10	7	113	3	0	1	2	0	1	0	0	1	11		
宜野座村	4	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料:消防防災年報

●金武町の組織連絡系統

災害時における庁内の連絡系統は、以下の図のとおり、基本的に総務課を通して関係各課に連絡を行うものとする。



●避難勧告・指示、警戒区域の設定等の基準

① 町の避難準備・勧告基準

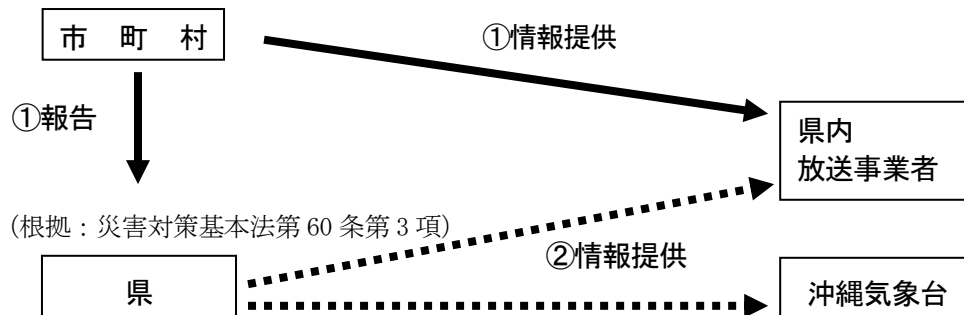
災害の種類	基準
土砂災害	①土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁。道路等にクラック発生）が発見された場合 ②土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まった場合
浸水	大雨警報等の発表や、短時間に浸水等による危険が予想される場合。
河川等の氾濫	洪水警報の発表や、平均水位を超え河川の氾濫が予想される場合。

② 町の避難指示（緊急）、警戒区域設定基準

災害の種類	基準
土砂災害	①土砂災害が発生した場合。 ②土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見された場合。 ③降雨指数値が土砂災害発生を目安となる線に到達し、引き続き降雨が見込まれる場合。
浸水	大雨警報（1時間降水量が80mm以上、あるいは土壌雨量指数166を超えたような場合）の発表や、災害の発生が予想される、又は災害が発生し警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
河川の氾濫	豪雨等によりさらに増水が予想され、河川の氾濫が相当差し迫った場合、又は氾濫が起こる恐れが予想される段階に至った場合 また、河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき
暴風	暴風警報（平均風速25m/s以上）等が発表され、さらに勢力が強まっていくと予想される場合。短時間の後に家屋倒壊のおそれ等が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
地震発生による危険建物	大規模な地震が発生し、建物の倒壊の危険が予想される場合や、又は倒壊する前兆現象が発見され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
津波の場合	強い地震（震度4以上）、もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を求める場合、あるいは津波警報を覚知した場合には、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ・警戒体制が続き周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合、または人命保護上避難を要すると認められるとき。 ・その他応急対策上、やむを得ないとき。

《避難勧告等情報の伝達ルート及び手段》

1. 伝達ルート



- ア) 原則、市町村から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ) 直接、市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ) 県は市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。
- エ) 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。

2. 伝達手段

- ア) 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- イ) 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ) 県は、市町村から避難勧告等の報告をFAXにより受けた場合は、県から放送事業者に対して、その旨を速やかに電話により連絡する。
- エ) 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話による伝達も可能とする。
- オ) 県は上記エにより市町村の情報を伝達した場合は、同一情報を速やかにFAXで放送局に提供しなければならない。

[通信回線]

- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

避難勧告等発令情報（市町村用）

_____ 市 ・ 町 ・ 村

送付日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

- ① 避難準備・高齢者等避難開始（根拠：地域防災計画等）
「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。
- ② 避難勧告（根拠：災害対策基本法第 60 条）
「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。
- ③ 避難指示（緊急）（根拠：災害対策基本法第 60 条）
「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2 発令日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

3 対象地域等

No.	対象地域 (字・区)	世帯数、人数	(フリガナ) 避難場所	避難理由 ※ 1 (①～⑦)
1		世帯 人		
2		世帯 人		
3		世帯 人		
4		世帯 人		
5		世帯 人		

※ 1 避難理由（該当理由がある場合は、該当の数字分記入すること）

- ①大雨による浸水の危険があるため
- ②大雨による土砂災害の危険があるため
- ③地震による土砂災害の危険があるため
- ④地震による家屋崩壊の危険があるため
- ⑤地震による津波発生のおそれがあるため
- ⑥地震による津波警報が発表されたため
- ⑦その他（ _____ ）

発信者の課・職・氏名 _____

電話（公衆回線） _____ FAX（公衆回線） _____

電話（防災無線 ※ 2） _____ FAX（防災無線） _____

※ 2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

放送による伝達例文

避難準備・高齢者等避難開始

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難準備・高齢者等避難開始が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難勧告

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難勧告が出されました。直ちに最寄りの指定避難場所に避難してください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難指示（緊急）

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難指示（緊急）が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行ってください。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難してください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

< 特別警報に関する基準等（平成 25 年 8 月 30 日から運用） >

●気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

●津波・地震に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

●気象警報等発表時における町及び住民の対応例

	気象警報等の種類					町の対応	住民の行動
	大雨 (土砂災害) (浸水害)		暴風	高潮	波浪		
特別警報 (重大な災害のおそれ著しく大きい)	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる)
警報 (重大な災害の起こるおそれ)	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	<ul style="list-style-type: none"> 避難の呼びかけ 必要地域に避難勧告・指示 応急対応態勢確立 必要地域に避難準備(要援護者避難)情報 避難場所の準備、開設 警報の住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 早めの自主避難又は町の勧告・指示による避難 暴風警報については、安全な場所に避難 日頃と異なったことがあれば、役所へ通報 危険な場所に近づかない 避難の準備をする
注意報 (災害の起こるおそれ)	大雨注意報 (土砂災害)	大雨注意報 (浸水害)	強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	<ul style="list-style-type: none"> 警戒すべき区域の巡回 注意呼びかけ 気象情報や雨量の状況を収集 担当職員の連結態勢確立 	<ul style="list-style-type: none"> 非常持出品の点検 避難場所の確認 窓や雨戸など家の外の点検 テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報入手 気象情報に気をつける

●災害報告様式

災 害 概 況 即 報

災害即報様式第1号

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死傷者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
<p style="text-align: center;">*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p> <p>被害集中地域 …</p>										
応 急 対 策 の 状 況										

災害即報様式第2号

市町村名	災害名 報告番号	報告者名 (月 日 時現在)	区		被害
			流失・埋没 冠水	ha	
			田	ha	
			畑	ha	
			文教施設	箇所	
			病院	箇所	
			運路	箇所	
			橋りょう	箇所	
			河川	箇所	
			港灣	箇所	
			砂防	箇所	
			清掃施設	箇所	
			崖くずれ	箇所	
			鉄道不通	箇所	
			被音船	隻	
			水運	戸	
			電話	回線	
			電気	戸	
			ガス	戸	
			ブロック塀等	箇所	
			り	世帯	
			り	人	
			火災発生	件	
			建物	件	
			危険	件	
			その他	件	

区分	被害	1. 設置		年月日	時分
		千円	人		
公立文教施設					
農林水産業施設					
公共土木施設					
その他の公共施設					
小計					
農産被害					
林産被害					
畜産被害					
水産被害					
商工被害					
その他					
被害総額					
災害救助法の適用					
消防職員出動延人数					
消防団員出動延人数					
災害発生場所					
災害発生年月日					
災害の種類概要					
消防機関の活動状況					

注：被害額は省略することができるものとする。

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害書

市町村名()

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号補助表2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名 ()

被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第 1 号補助表 3

公共土木施設被害

市町村名()

管理者 (市町)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額 千円	備考
計					

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港灣名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。
 3.

災害報告様式第1号補助表5

農産物被害

1. 農作物被害 (市町村名 ())

農作物等名	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害減収量 t	単価 円	被害金額 千円	備考
計						

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額 千円	備考

注 1. 「施設被害名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林		産		被		害	
林産物等名	被害数量	被害金額	被害金額	被害金額	被害金額	備	考
1. 林産物等被害							
			千円				
2. 施設被害							
被害施設名	被害数量	被害金額	被害金額	被害金額	被害金額	備	考
			千円				

市町村名 ()

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜産被害

1. 家畜等 (市町村名 ())

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	
計				

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えは畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

市町村名 ()

1. 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災 害 年 報

市町村名 ()

り	災	世	帯	数	世帯																
り	災	者	数	数	人																
公	立	文	教	施	設	千円															
農	林	水	産	業	施	設	千円														
公	共	土	木	施	設	千円															
そ	の	他	の	公	共	施	設	千円													
そ の 他	農	産	被	害	千円																
	林	産	被	害	千円																
	畜	産	被	害	千円																
	水	産	被	害	千円																
	商	工	被	害	千円																
そ	の	他		千円																	
被	害	総	額	千円																	
災	害	置	設	部	散	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分
対	策	本	部			月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分
災	害	救	助	法	適	有	・	無		有	・	無		有	・	無					
消	防	職	員	出	動	延	人	数													
消	防	団	員	出	動	延	人	数													

災害名		発生年月日									計	
区分												
人的被害	死者	人										
	行方不明者	人										
	負傷者	重傷	人									
		軽傷	人									
住家被害	全壊	棟										
		世帯										
	半壊	棟										
		世帯										
	一部破損	棟										
		世帯										
床上浸水	棟											
	世帯											
床下浸水	棟											
	世帯											
非住家	公共建物	棟										
	その他	棟										
田	流失・埋没	ha										
	冠水	ha										
畑	流失・埋没	ha										
	冠水	ha										
その他	文教施設	箇所										
	病院	箇所										
	運路	箇所										
	掘りょう	箇所										
	河川	箇所										
	港灣	箇所										
	砂防	箇所										
	滑槽施設	箇所										
	崖くずれ	箇所										
	鉄道不通	箇所										
	被害船舶	隻										
	水道	戸										
	電話	回線										
	電気	戸										
	ガス	戸										
	ブロック塀等	箇所										
火災発生	建物	件										
	危険物	件										
	その他	件										
り災世帯数	世帯											
り災者数	人											
公立文教施設	千円											
農林水産施設	千円											
公共土木施設	千円											
その他の公共施設	千円											
その他	農産被害	千円										
	林産被害	千円										
	畜産被害	千円										
	水産被害	千円										
	商工被害	千円										
その他	千円											
被害総額	千円											
災害対策本部	設置	月日時分										
	解散	月日時分										
災害救助法適用	有・無											
消防職員出勤延人数	人											
消防団員出勤延人数	人											

【別表1】

《災害即報様式第1号の記入要領》

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況。
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況。	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

《災害即報様式第2号の記入要領》

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救助活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過
	消防機関の活動概況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

【別表 2】

《被害状況判定基準》

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主家より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度の者とする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水した者及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分		判定基準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	院療法（昭和23年法律205）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河岸	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止になった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		判定基準
5 その他の被害	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(従事命令、協力命令)

従事第 号	
公 用 令 書	
住 所 氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。	
年 月 日	
処分権者 氏名	
印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(保 管 命 令)

保管第 号				
公 用 令 書				
住 所 氏 名				
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名				
印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(管理、使用、収用)

保管第 号							
公 用 令 書							
住 所 氏 名							
災害対策基本法第 71 条 第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり						管理 を使用する。 収用	
年 月 日							
処分権者 氏名							印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(変 更)

保管第 号							
公 用 変 更 令 書							
住 所 氏 名							
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) に 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、 これを交付する。							
年 月 日							
処分権者 氏名							印
変更した処分の内容							

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(取 消)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 ^{第 71 条}
第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に
係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

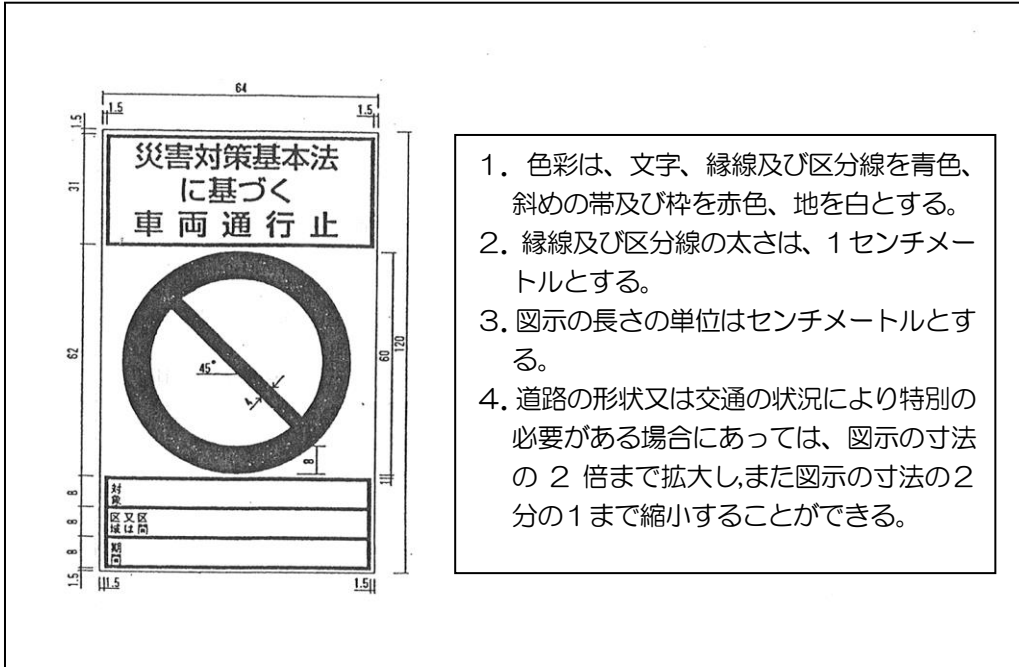
印

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

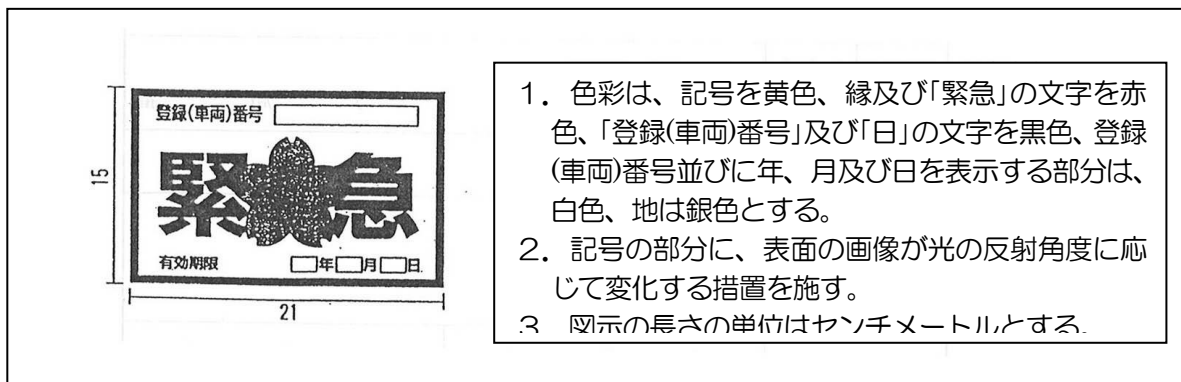
【様式・基準等】

〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉

[様式1]



[様式2]



[様式3] (証明書)

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

〈気象庁震度階級関連解説表〉

■使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
用 語	意 味
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	伝統などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少しゆれる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、高速道路などで、安全確認のため、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域のよって異なる。）

電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

〈災害救助法に基づく救助の概要一覧表〉

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の 給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
		全流	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600		
床上浸水	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 210,200円以内 小人（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

被災者台帳様式（例）

被災者台帳様式		台帳No	
1	フリガナ		
2	氏名		
3	生年月日	性別	男・女
4	住所		
5	現在の居所		
6	連絡先	携帯電話：	メールアドレス：
7	家族構成	同居者の有無：	世帯人員：
8	被災年月日	平成 年 月 日	
9	被災場所		
10	被害の状況	住家被害：全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水・床下浸水	
		人的被害：死亡（ ）人、重傷（ ）人、軽傷（ ）人	
11	り災証明書の 交付状況		
12	各種支援制度 による支援の 実施状況		
13	要配慮者であ る場合の該当 事由		
14	その他配慮事 項		
15	被災者台帳情 報の提供	日時：	提供先：

役所確認欄

※本人確認の証明書

運転免許証 ・ 保険証 ・ その他身分証明書（ ）
上記以外の確認手段：

被災者台帳情報外部提供同意の様式（例）

	被災者台帳様式		台帳No	
フリガナ				
氏名				
生年月日		性別	男 ・ 女	
住所				
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）				
電話番号		FAX番号		
携帯電話番号		メールアドレス		
外部提供先 及び 提供可能情報	①公共料金等減免 <input type="checkbox"/> 電力会社（沖縄電力） <input type="checkbox"/> ガス会社 <input type="checkbox"/> 水道料金（金武町上下水道課） <input type="checkbox"/> 下水道料金（金武町上下水道課） <input type="checkbox"/> NHK <input type="checkbox"/> NTT <input type="checkbox"/> 携帯電話会社（会社名・支店名 _____） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____ ※上記料金減免に必要な情報の提供 ※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です			
	②被災者支援団体等への提供 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 各自治会 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体等）			

団体等名称：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

提供を同意する情報（_____）

※別添から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

社会福祉協議会（再掲）

国（官署名：_____）

被災者生活再建支援法人

独立行政法人住宅金融支援機構

その他

団体等名称：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

提供を同意する情報（_____）

※別添から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

④その他

提供を同意する団体名：_____

提供を同意する理由：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

提供を同意する情報（_____）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

指定管理者が管理している施設（2019年1月現在）

No	施設名	住所	指定管理者名	担当課	備考
1	金武町立屋嘉地区体育館	金武町字屋嘉360番地1	屋嘉区	社会教育課	台風時避難所
2	金武町立並里地区民広場	金武町字金武12421番地の1	並里区	社会教育課	指定緊急避難場所
3	金武町立屋嘉地区運動場	金武町字屋嘉2026番地	屋嘉区	社会教育課	指定緊急避難場所
4	ネイチャーみらい館	金武町字金武11818番地2	NPO雄飛ソーリズムネットワーク	商工観光課	
5	土地(漁業施設用地)	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
6	船溜場	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
7	水産物荷さばき施設	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
8	漁村総合センター	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
9	漁場監視船	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
10	漁船保全修理施設及び巻場施設	金武町字金武4363番地7	金武漁業協同組合	農林水産課	
11	金武町立屋嘉地区共同作業施設	金武町字屋嘉329、330-1、332-1、334-1番地	屋嘉区	農林水産課	
12	金武町特産品物産センター	金武町字金武4086番地1	金武町観光協会	商工観光課	
13	金武町研修施設	金武町字金武4088番地	金武町観光協会	商工観光課	
14	金武町商工業研修等施設	金武町字金武4090番地	金武町商工会	商工観光課	
15	金武町公共駐車場	金武町字金武7737番地1	金武町商工会	商工観光課	
16	伊芸地区農業集落排水処理施設	金武町字伊芸1020番地の1	伊芸区	商工観光課	
17	大川児童公園	金武町字金武565番地	並里区	上下水道課	指定緊急避難場所
18	トムスズ緑地公園	金武町字金武126番地	金武区	建設課	
19	屋嘉西児童公園	金武町字屋嘉599番地1	屋嘉区	建設課	指定緊急避難場所
20	大川長命の泉公園	金武町字金武641番地2	並里区	建設課	
21	モーシヌ森公園	金武町字金武856番地	並里区	建設課	指定緊急避難場所
22	金武児童公園	金武町字金武438番地	金武区	建設課	指定緊急避難場所
23	中川近隣公園	金武町字金武10531番地	中川区	建設課	指定緊急避難場所
24	中川児童公園	金武町字金武10541番地12	中川区	建設課	指定緊急避難場所
25	大川西公園	金武町字金武658番地1	並里区	建設課	
26	伊芸地区公園	金武町字伊芸907番地1	伊芸区	建設課	指定緊急避難場所
27	ティダカ-森林公園	金武町字金武3558番地	金武区	建設課	
28	上ヌ毛公園	金武町字金武226番地2	金武区	建設課	指定緊急避難場所
29	ふれあいの森公園	金武町字金武10366番地1	中川区	建設課	指定緊急避難場所
30	伊芸地区簡易水道施設	金武町字伊芸713番地	伊芸区	住民生活課	
31	金武町伊芸地区集会所	金武町字伊芸957番地	伊芸地区集会所運営委員会	総務課	指定避難所
32	金武地区学習等供用施設	金武町字金武151番地	金武区	社会教育課	
33	並里地区学習等供用施設	金武町字金武714番地の1	並里区	社会教育課	
34	伊芸地区学習等供用施設	金武町字伊芸778番地の1	伊芸区	社会教育課	
35	金武町立並里地区公民館	金武町字金武714番地の1	並里区	社会教育課	指定緊急避難場所 指定避難所
36	金武町立伊芸地区公民館	金武町字伊芸778番地の1	伊芸区	社会教育課	指定緊急避難場所 台風時避難所
37	金武町立屋嘉地区公民館	金武町字屋嘉360番地1	屋嘉区	社会教育課	指定緊急避難場所 台風時避難所
38	金武町立中川地区公民館	金武町字金武10543番地の1	中川区	社会教育課	指定緊急避難場所 指定避難所
39	金武町立金武地区公民館	金武町字金武436番地の1	金武区	社会教育課	
40	金武町並里地区青年・婦人会館	金武町字金武712番地	並里区	社会教育課	
41	喜瀬武原地区農民集会所	金武町字金武8909番地	金武区	農林水産課	指定緊急避難場所 指定避難所
42	金武町立診療所	金武町字金武94番地	医療法人きんクリニック	保健福祉課	
43	金武公会堂前広場	金武町字金武138番地	金武区	建設課	指定緊急避難場所
44	伊芸海浜公園	金武町字伊芸1021番地8	伊芸区	建設課	
45	がじまる公園	金武町字伊芸33番地	伊芸区	建設課	
46	金武町立伊芸地区運動場	金武町字伊芸778番地の1	伊芸区	社会教育課	指定緊急避難場所
47	仲畑慶原公園	金武町字金武5312番地	並里区	建設課	指定緊急避難場所
48	金武町フィットニングセンター	金武町字金武10914番地	株式会社佐喜真義肢	保健福祉課	
49	金武町海洋療法児童リハビリセンター	金武町字金武10915番地	学校法人智晴学園	保健福祉課	



【関係機関】

① 指定行政機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号
消防庁	総務課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7521
	消防・救急課	〃	03-5353-7522
	予防課	〃	03-5253-7523
	危険物保安室	〃	03-5253-7524
	防災課	〃	03-5253-7525
	防災情報室	〃	03-5253-7526
	応急対策室	〃	03-5253-7527
	特殊災害室	〃	03-5253-7528
	救急企画室	〃	03-5253-7529
内閣官房	内閣官房副長官補 (安全保障、危機管理担当)付	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内閣府	政策統括官付参事官 (防災統括担当)	東京都千代田区永田町 1-2-2	03-3593-3311

② 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
九州管区警察局	公安部 災害対策官	福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号	098-866-0059
第十一管区海上保安本部	救難課	那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄労働局	総務部企画室	那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
那覇空港事務所	空港保安 防災課	那覇市安次嶺 531-3	098-857-1101
沖縄防衛局	業務課	嘉手納町字嘉手納 290-9	(代表) 098-921-8131
九州厚生局沖縄分室	庶務課	那覇市前島 1-15-15	098-853-7350
沖縄総合通信事務所	総務部総務課	那覇市東町 26-29 4F	098-865-2301
那覇産業保安監督事務所	保管監督課	那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
沖縄森林管理署	次長	那覇市久米 2-5-7	098-868-8829

③ 自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	那覇市鏡水 679	098-857-1155

④ 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
(株)NTT 西日本 沖縄支店	設備部 サービス マネジメント部門 災害対策担当	浦添市城間 4-35-1	098-871-2820 FAX:098- 871-2896
(株)NTT ドコモ九州支社 沖縄支店	技術サービス部	那覇市久茂地 1-12-12	098-862-4736
日本銀行那覇支店	総務課	那覇市松山 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社沖縄支部	事業推進課	那覇市古波蔵 3-7-25	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企画総務	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力株式会社 うるま支店	配電サービス グループ	うるま市江洲 358-2	098-973-1236
西日本高速道路株式会社 九州支社沖縄管理事務所	維持課	浦添市字西原 4-41-1	098-876-8950
KDDI 沖縄株式会社	総務課	那覇市東町 4-1	098-864-0077
日本郵政公社沖縄事務所	企画部総務課	那覇市東町 26-29	098-865-2208

⑤ 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄県医師会	事務局	浦添市字当山 422	098-877-0666
沖縄県看護協会	事務局	南風原町与那覇 460	098-888-3155
沖縄県バス協会	事務局	那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運株式会社	事務局	那覇市西 1-24-11	098-868-8161
(社) 沖縄県高圧ガス保安協会		那覇市小録 1831-1	098-858-9564
沖縄県婦人連合会		那覇市大道 172	098-884-5333

⑥ 県教育委員会、県警察本部・管轄署、市町村代表、消防関係機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄県教育委員会	総務課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2705
沖縄県警察本部	警備第二課	〃	098-862-0110
石川警察署		うるま市石川東山本 町 1-1-1	098-964-4110
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎 6 階)	098-963-8616
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎 5 階)	098-963-8651
沖縄県消防長会 (消防庁代表)	事務局 (那覇市 消防本部)	那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄県消防団長会 (消防団代表)	事務局 (那覇市 消防本部)	〃	098-867-0911

⑦ 沖縄県機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
知事公室	防災危機管理課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143
〃	秘書課	〃	098-866-2080
〃	広報課	〃	098-866-2020
〃	基地対策課	〃	098-866-2460
企業局	総務課	〃	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705

⑧ 県出先機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
北部土木事務所	庶務班	名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	0980-53-1255
北部農林水産 振興センター		名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	0980-53-7187
中部保健所	総務福祉班	沖縄市美原 1-6-28	098-938-9886
名護県税事務所		名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	0980-52-2170
県立北部病院	総務課	名護市大中 2-12-3	0980-52-2719
県立中部病院	総務課	うるま市宮里 281	098-973-4111

⑨ 報道機関等

機関名	所在地	電話番号
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち 2-6-21	(代)098-865-2222
琉球放送 (RBC)	那覇市久茂地 2丁目3番1号	(代)098-867-2151
沖縄テレビ放送 (OTV)	那覇市久茂地 1丁目2番20号	(代)098-863-2111
琉球朝日放送 (QAB)	那覇市久茂地 2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ (OCN)	那覇市久茂地 1丁目2番20号	098-863-4141
ラジオ沖縄 (ROK)	那覇市西 1丁目4番8号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾 40番地	(代)098-877-2361
沖縄タイムス社	那覇市久茂地 2丁目2番地2号	(代)098-860-3000
琉球新報社	那覇市天久 905	(代)098-865-5111

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(市町村)

地 区	市町村名	代表部署	端末局 グループ	NW専用 電話番号	NTT電話
北部地区	名護市	総務課	端末局A	9921	0980-53-1212
	国頭村	総務課	端末局A	9922	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	端末局A	9923	0980-44-3001
	東村	総務財政課	端末局A	9924	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課	端末局A	9925	0980-56-2101
	本部町	総務課	端末局A	9926	0980-47-2101
	恩納村	総務課	端末局A	9927	966-1200
	宜野座村	総務課	端末局A	9928	968-5111
	金武町	総務課	端末局A	9929	968-2111
	伊江村	企画総務課	端末局A	9930	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課	端末局A	9931	0980-46-2001
	伊是名村	総務課	端末局A	9932	0980-45-2001
中部地区	うるま市	防災基地涉外課	端末局A	9933	979-6760
	宜野湾市	総務行政係	端末局A	9934	893-4411
	浦添市	防災危機管理室	端末局A	9935	876-1234
	沖縄市	防災課	端末局A	9936	939-7773
	読谷村	総務課	端末局A	9937	982-9201
	嘉手納町	総務課	端末局A	9938	956-1111
	北谷町	交換手	端末局A	9939	936-1234
	北中城村	総務課	端末局A	9940	935-2233
	中城村	総務課	端末局A	9941	895-2131
	西原町	総務課	端末局A	9942	945-5011
南部地区	那覇市	市民防災課	端末局A	9943	861-1102
	糸満市	市民生活環境課	端末局A	9944	840-8111
	豊見城市	総務課	端末局A	9945	850-0024
	八重瀬町	総務課	端末局A	9946	998-2200
	南城市	総務課	端末局A	9947	948-7111
	与那原町	企画総務課	端末局A	9948	945-2201
	南風原町	総務課	端末局A	9949	889-4415
	久米島町	総務課	端末局A	9950	985-7121
	渡嘉敷村	総務課	端末局A	9951	987-2321
	座間味村	総務課	端末局A	9952	987-2311
	栗国村	総務課	端末局A	9953	988-2016
渡名喜村	総務課	端末局A	9954	989-2002	
大東地区	南大東村	総務課	端末局A	9955	09802-2-2001
	北大東村	総務課	端末局A	9956	09802-3-4001
宮古地区	宮古島市	総務課	端末局A	9957	0980-72-3751
	多良間村	総務課	端末局A	9958	0980-79-2011
八重山地区	石垣市	防災危機管理室	端末局A	9959	0980-82-1216
	竹富町	総務課	端末局A	9960	0980-82-6191
	与那国町	固定資産室	端末局A	9961	0980-87-2241

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(消防機関)

地区	消防本部名	代表部署	端末局グループ	NW専用電話番号	NTT電話
北部地区	名護消防	通信室	端末局B	600	0980-52-2121
	国頭消防	指令室	端末局A	9526	0980-41-5100
	本・今消防	通信室	端末局B	602	0980-47-7119
	金武消防	通信室	端末局B	603	968-2020
中部地区	沖縄消防	通信指令室	端末局B	604	929-0900
	宜野湾消防	通信指令室	端末局B	605	892-2299
	浦添消防	通信室	端末局B	606	875-0105
	うるま市消防	署事務室	端末局B	607	973-4838
	ニライ消防	警備事務室	端末局B	608	956-2424
	中・北消防	通信指令室	端末局B	609	935-4748
南部地区	那覇消防	通信指令室	端末局B	610	868-9911
	糸満消防	通信指令室	端末局B	611	992-3661
	豊見城消防	通信室	端末局B	612	850-3105
	島尻消防	通信指令室	端末局B	613	948-2512
	東部消防	通信指令室	端末局B	614	945-2200
	久米島消防	通信指令室	端末局B	615	985-3281
宮古地区	宮古島市消防		端末局B	616	0980-72-0943
八重山地区	石垣消防	通信指令室	端末局B	617	0980-82-4047

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(県出先関係機関)

地区	県出先機関名	代表部署	端末局グループ	NW専用電話番号	NTT電話
北部地区	北部土木事務所	維持管理班	端末局A	9911	0980-53-1787
	北部保健所	総務企画班	端末局B	640	0980-52-2714
	北部病院	総務課	端末局B	660	0980-52-2719
中部地区	中部土木事務所	維持管理班	端末局A	9912	
	中部病院		端末局B	661	973-4111
南部地区	南部土木事務所	維持管理班	端末局A	9913	
	南部保健所		端末局B	641	889-6351
	南部医療センター	総務課	端末局B	662	888-0123
宮古地区	宮古事務所	総務課	端末局A	9914	0980-72-2551
	宮古保健所		端末局B	642	0980-72-2420
	宮古病院		端末局B	663	0980-72-3151
八重山地区	八重山事務所	総務課	端末局A	9915	0980-82-3040
	八重山病院	総務課	端末局B	664	0980-83-2525

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(防災関係機関)

地区	防災関係機関名	代表部署	端末局グループ	NW専用電話番号	NTT電話
南部地区	沖縄気象台	予報課	端末局B	680	833-4285
	第十一海保	救難課	端末局B	681	867-0118
	NHK沖縄		端末局B	683	865-3641
	日赤沖縄		端末局B	684	835-1177
	沖縄電力		端末局B	685	877-2341
	陸自衛隊(可搬型)	第3科防衛班	端末局B	682	857-1155

NW専用電話

県合庁、市町村ではNW専用電話が防災担当課に設置されています。

消防、病院、保健所、防災関係機関ではNW専用電話がSG(総合行政)ネット担当課に設置されています。



<災害避難の予定場所・避難所一覧>

■金武町指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容人数	想定収容人数算定方法
1	中川地区公民館	字金武10543-1	中川区 098-968-2407	448	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
2	中川近隣公園	字金武10531	中川区 098-968-2407	7,672	1.0㎡で1人
3	ふれあいの森公園	字金武10366-1	中川区 098-968-2407	9,400	1.0㎡で1人
4	中川小学校グラウンド	字金武10154	町 098-968-2111	7,952	1.0㎡で1人
5	金武ダムホール	字金武9959	北部ダム統合管理事務所 0980-53-2442		
6	金武ダム公園	字金武9959	北部ダム統合管理事務所 0980-53-2442		
7	並里区民広場（パーパー森）	字金武12421-1	並里区 098-968-2102	19,320	1.0㎡で1人
8	モーシヌ森公園	字金武856	並里区 098-968-2102	6,509	1.0㎡で1人
9	オランダ森緑地公園	字金武5547	町 098-968-2111	4,384	1.0㎡で1人
10	芳魂の塔	字金武5548-1	町 098-968-2111		
11	仲畑慶原公園	字金武5312	並里区 098-968-2102		
12	大川児童公園	字金武565	並里区 098-968-2102	4,354	1.0㎡で1人
13	並里地区公民館 （ウフマシチャ）	字金武714-2	並里区 098-968-2102	820	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
14	金武町役場公用車駐車場	字金武99	町 098-968-2111	804	1.0㎡で1人
15	金武小学校グラウンド	字金武549	町 098-968-2111	12,150	1.0㎡で1人
16	金武中学校グラウンド	字金武3504	町 098-968-2111	33,968	1.0㎡で1人
17	金武町総合保健福祉センター	字金武1842	町 098-968-2111	1,432	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
18	金武児童公園	字金武438	金武区 098-968-2108	6,264	1.0㎡で1人
19	金武公会堂前広場	字金武138	金武区 098-968-2108		
20	上ヌ毛公園	字金武226-2	金武区 098-968-2108		
21	金武アクティブパーク	字金武4263-2	町社交飲食業組合 098-968-3578		
22	スポーツ広場	字金武4118-1	町 098-968-2111	3,740	1.0㎡で1人
23	町営住宅浜田団地	字金武4208-1	町 098-968-2111		
24	浜田原公園	字金武4234-11	金武区 098-968-2108	4,300	1.0㎡で1人
25	金武町陸上競技場	字金武7758	町 098-968-2111		
26	金武地区公園	字金武7801	町 098-968-2111	34,516	1.0㎡で1人
27	第46ゲート前	渡慶頭原地内	沖縄防衛局 098-921-8131		
28	第47ゲート前	渡慶頭原地内	沖縄防衛局 098-921-8131		
29	23班高台（町道金武204号線）		町 098-968-2111		

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容人数	想定収容人数算定方法
30	石川原高台（町道金武224号線）		町 098-968-2111		
31	喜瀬武原地区農民集会所	字金武8909	金武区 098-968-2108	60	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
32	第42ゲート前（レンジ4入口）	字伊芸1529-7	沖縄防衛局 098-921-8131		
33	ユイニー高台	字伊芸339-7	町 098-968-2111		
34	伊芸地区公民館	字伊芸778-1	伊芸区 098-968-2147	617	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
35	伊芸地区運動場	字伊芸778-1	伊芸区 098-968-2147		
36	伊芸地区公園（さくまつ公園）	字伊芸907-1	伊芸区 098-968-2147		
37	伊芸SA上り線レストラン海側芝生地	字伊芸1261	西日本高速道路 098-968-3553		
38	沖縄自動車道「杣山第二橋」北側		町 098-968-2111		
39	大前鉢物生産組合	字屋嘉2018-582	大前鉢物生産組合 098-964-4119		
40	屋嘉西児童公園	字屋嘉599-1	屋嘉区 098-964-2040	4,800	1.0㎡で1人
41	屋嘉地区公民館	字屋嘉360-1	屋嘉区 098-968-2040	550	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人
42	屋嘉地区運動場	字屋嘉2026	屋嘉区 098-968-2040	10,290	1.0㎡で1人
43	屋嘉浄水場	字屋嘉2018	町 098-968-2111		
44	小浜原高台（土地改良区入口）		町土地改良区 098-968-3944		
45	屋嘉区12班高台（町道屋嘉62号線）		町 098-968-2111		

■金武町指定避難所一覧

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	想定収容人数	想定収容人数算定方法	備考
1	中川地区公民館	字金武10543-1	中川区 098-968-2103	448	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
2	中川小学校体育館	字金武10154	町 098-968-2111	260	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
3	金武ダムホール	字金武9959	北部ダム統合管理事務所 0980-53-2442			
4	並里地区公民館・体育館	字金武714-2	並里区 098-968-2102	820	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
5	金武小学校体育館	字金武549	町 098-968-2111	502	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
6	総合保健福祉センター	字金武1842	町 098-968-2111	1,432	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	台風時避難所
7	町立武道館	字金武1832	町 098-968-2111	449	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
8	町立体育館	字金武7758	町 098-968-2111	1,794	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
9	中央公民館	字金武7758	町 098-968-2111	1,035	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
10	喜瀬武原地区農民集会所	字金武8909	金武区 098-968-2108	60	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
11	伊芸地区公民館・体育館	字伊芸778-1	伊芸区 098-968-2147	617	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	台風時避難所
12	伊芸地区集会所	字伊芸957	伊芸地区集会所運営委員会 098-968-5361	235	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	
13	屋嘉地区公民館・体育館	字屋嘉360-1	屋嘉区 098-964-2040	550	延べ床面積の70%を1.65㎡で1人	台風時避難所

■ 「要配慮者の避難受入れ協定」を締結している施設一覧

NO	施設名	住所	協定先・施設管理者	受入れ可能人数 (想定)	協定締結日
1	小規模多機能ホームハウス虹の里	字金武790	社会福祉法人金武あけぼの会	13	平成27年2月
2	認知症対応グループホームくぼの里	字金武4196-28	有限会社くぼの里	1	平成27年2月
3	障害者支援施設松原園	字金武4231	社会福祉法人松原福祉会	75	平成27年2月
4	有料老人ホーム風雅	字金武4836-7	医療法人おくまクリニック	3	平成27年2月
5	特別養護老人ホーム光が丘	字伊芸1292-1	社会福祉法人金武あけぼの会	502	平成27年2月
6	介護老人保健施設信愛の丘	字屋嘉2724	医療法人信愛の丘	50	平成27年2月